法律の現場から 136

生活保護費引き下げは許されない！

弁護士　矢﨑　暁子

政府は、生活保護費を3年間で約160億円も削減する方針を決めました。2013年、生活保護費は「物価下落」を理由に引き下げられました。しかし実際には、食品等の生活必需品の物価ではなく、テレビやノートパソコン等の電化製品の大幅な価格下落のみに着目した計算が行われました。これは物価を偽装してなされた違法・違憲な措置であるとして、愛知を含め全国29都道府県で訴訟が起きています。ただでさえ生活が苦しくなっているのに、今後さらに下げるというのです。生活保護基準は、最低賃金や住民税非課税基準、介護保険自己負担限度額等さまざまな制度にも関係しています。不当な引き下げは許されません。

生活に関わるお悩み、気軽にご相談ください
「くらし支える相談センター」　052-916-7702
平日13時～17時

■ちくさ事務所
名古屋市千種区池下一丁目6番20号チサンマンション池下306（池下駅から徒歩約5分、東部医療センターから約10分）

北医療生協
無料法律相談

なるべく早く相談をお受けできるよう、相談希望日をお聞きし、弁護士との日時の調整を行っています。申し込みの際には、希望日時をお伝えください。

予約制のため、申し込みは事前に電話で。

☎(052)914-4554
（組織担当課）くらしの委員会

■会場　名古屋北法律事務所
（地下鉄「平安通」下車すぐ）
住所：名古屋市北区平安2-1-10
第5水光ビル3階